令和7年度 保育園・認定こども園等 入園手続きのご案内

●入園には「支給認定」の申請が必要です。

保育施設への入園を希望する場合、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」の申請が必要で す。認定は、お子さんの年齢や保護者の就労状況等により、下表の「1号・2号・3号認定」に 区分され、認定区分によって利用できる保育施設や時間が変わります。

なお、2号または3号認定を受ける場合、保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」に該 当することが必要です。

3

■認定の種類

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な保育施設
1号認定 (教育標準時間 認定)	満3歳以上の小学校就 学前の子ども (2号認定を除く)	・幼稚園 ・認定こども園 (教育部分)
2号認定 (3歳以上 保育認定)	満3歳以上の小学校就 学前の子どもで、「保育を 必要とする事由」に該当 する場合	・保育園 ・認定こども園 ・ (保育部分)
3号認定 (3歳未満 保育認定)	満3歳未満の小学校就 学前の子どもで、「保育を 必要とする事由」に該当 する場合	

■保育を必要とする事由(2号・3号認定)

- ◆就労(月 48 時間以上)
- ◆妊娠・出産 ◆保護者の疾病・障害
- ◆親族の介護・看護
- ◆災害復旧 ◆求職活動 ◆就学
- ◆虐待や DV のおそれがあること
- ◆育児休業取得時に継続利用が必要であること ◆その他、上記に類する状態として町が認める場合 ※同居の親族の方が子どもを保育することができる 場合、利用の優先度が調整される場合があります。 ※保護者の就労状況などにより、利用できる保育時 間が2種類に区分されます。

「保育標準時間」

(最長 11 時間) ⇒ フルタイム就労を想定

「保育短時間」

(最長8時間) ⇒ パートタイム就労を想定

●入園までの流れは次のとおりです。

2

2

新入園児

希望する園、 または 多世代交流館 きらりに「支給認 定申請書兼保育園 等入所申込書」等 を提出

町が、保育を 必要とする 事由を確認 し、支給認定 証を交付

- ●希望する園が定員内の場合 →希望の園
- ●希望する園が定員超過の場合 →申請者の希望や施設の状況 などにより町が利用を調整

入園決定 (通知を郵送)

4

在園児

1

<u>現在入園中</u> の園に「支給 認定申請書」 等を提出

町が、保育を必要 とする事由を確認 し、変更があれば、 支給認定証を交付

入園の継続が 決定 (通知を郵送)

3

提出期間 10月4日(金)~ 10月31日(木)

■保育施設一覧

	私立 出雲崎こども園	私立 小木之城保育園
所 在 地	大字住吉町551番地	大字船橋469番地1
電話番号	78-4786	78-2356
定 員	60人	60人
受入年齢	生後2か月から	生後2か月から